

第97号議案

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について
上記の議案を提出する。

令和6年11月21日

品川区長 森 澤 恭 子

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を別紙のとおり変更する。

（説明）措置費共同経理課を共同設置する特別区に文京区を加えるため、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を変更する必要がある。

別 紙

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「港区」の次に「、文京区」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。